

 令和6年度県立高等学校への入学者(中等教育学校後期課程への進学者)及び保護者の皆さまへ



**学習用端末貸与・令和6年度新入生の学習用端末購入費一部補助についてお知らせします。**

経済的に困難を抱える(所得が一定の基準に該当する)世帯の方に対し、以下支援を行います。  
支援対象に該当するかの確認や申請方法の詳細は、<問合せ先>までご連絡ください。  
<問合せ先>県立下館工業高等学校 TEL:0296-22-3632

## 支援①:学習用端末の貸与

対象	保護者等全員の住民税所得割※が非課税の世帯 (令和6年1月以降の収入が減少し、保護者等全員の「住民税所得割が非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)も対象となります。) ※「住民税均等割」は考慮不要です。
概要	原則卒業まで学習用端末を借受けることが可能です。 (モバイルルーター(通信契約及び通信料は利用者負担)の貸出も行っています。)

## 支援②:学習用端末購入費一部補助

対象	令和6年度新入生で保護者等全員の令和5年度住民税所得割が非課税ではないが、非課税に準ずる世帯 (非課税に準ずる基準は、保護者等全員の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算額が51,300円未満の世帯となります。)
概要	<b>合格者説明会の日※1以降に購入した学習用端末本体※2金額の1/2(上限27,500円)を補助します。</b> ※1 県立附属中、中等教育学校からの進学者は、学習用端末の説明を受けた日。 ※2 本体と別に購入が必要な場合は、有線接続キーボードまで対象。
申請期間	<b>令和6年4月1日～令和6年5月31日</b> (令和6年5月31日までに納品未了の場合も申請は受け付けます。必ず期間内に申請を行ってください。)
注意	領収日、端末本体の金額、販売事業者名が明記された <b>領収書等(レシート可)の原本</b> が必要です。

裏面「Q&A」もご確認ください。

## Q&A

- 支援の対象になるおおよその年収目安を確認したい。

世帯年収目安（4人世帯を想定）で以下の通りとなります。

【270万円未満】→学習用端末の貸与

【270万円以上350万円未満】→学習用端末購入費一部補助

※「目安」としてお示しするものです。実際に支援の対象となるかは、入学する県立高等学校等にご相談ください。

- 住民税所得割は非課税の世帯は、学習用端末購入費一部補助の対象になるか。

学習用端末購入費一部補助の対象となりません。  
無償の学習用端末の貸与の支援をご利用ください。

- いつ時点の所得の状況を確認するのか。

令和5年度（令和4年分）の課税所得等を確認します。

課税証明書を取得する場合は、市町村の窓口で、「課税標準額（総所得）」及び「調整控除額（市町村民税分）」が記載された令和5年度の課税証明書の発行を依頼してください。

- 住民税所得割が非課税ではないが、経済的に余裕がない。学習用端末を借りることはできないか。

家計急変世帯として学習用端末の貸与の対象となる可能性があります。詳細は、入学する県立高等学校等にご相談ください。

- 家電量販店のポイントを使用し、購入した場合は一部補助対象の対象になるか。

ポイント購入分については対象外となります。  
お手持ちのポイントは使用せずに購入してください。